

# 初期中世アイルランドにおける修道院 civitas の空間的機能とその広がり

Spatial Function and Its Area of Monastery-*civitas*  
in Early Medieval Ireland

木村晶子

## 要 旨

初期中世アイルランドの修道院は *civitas* とされた。修道院すなわち *civitas* は様々な罪を犯した者をそのコントロール下に置いた聖域を含む周縁地に保護した。聖域は3つに分かれ、俗人が立ち入れる区域は限定的であり、またその周りに周縁地が広がり、そこでは農業的活動が行われた。さらに修道院の周辺には寄進を行う俗人や施しを得る貧者が集まった。修道院は社会的核となり農村地域の中心地となった。また聖人の祝日を祝う集会が行われ多くの人が集まった。そこでは、交換取引を手工業者と農業従事者が行い、契約の締結なども行われた。この時代のアイルランドの修道院は社会的中心となる空間を提供し、犯罪者や貧者を含む様々な階層の俗人が集まる場であった。

## キーワード

修道院, *civitas*, 都市, 聖域, 周縁地, 集会

## 1. はじめに

アイルランドの修道院<sup>1)</sup>の空間的機能を検証するうえで、1980年代にドハーティによって発表された複数の修道院都市仮説に関する論文から始まった議論は、検討すべき問題である。初期中世アイルランドにおける修道院は、都市的空間であったか否かに関する問題である。この背景には、聖

人伝中に修道院が *civitas* であると書かれていることがある。例えば7世紀後半から8世紀にかけて書かれた『聖ブリジット伝 (*Vita Sanctae Brigidae*)』では、彼女の創設した修道院は「広大なメトロポリタン都市である」<sup>2)</sup> という記述が見られる。

しかし、アイルランドはヨーロッパの古代期から中世初期にかけて、ローマ帝国とフランク王国の支配下に入ることはなかった。そのため、ヨーロッパ大陸におけるような司教座教会は不在であり、それ故に司教座教会都市も不在であった。アイルランドの修道院は、牧畜と農業的社会に存在していた。

これに対してドハーティによって、初期アイルランドにおける修道院は、大陸と比較しえる都市的空間であったという仮説が提示されたのである。彼は、アイルランドにおいて本格的な都市は10世紀以降のヴァイキング到来以降のものとしている<sup>3)</sup>。しかし彼によれば、世俗政治の権威及び共同体による互惠的な交換経済のいずれも集権化し、アイルランド社会における社会的、経済的、政治的組織の変化が起こった8世紀末という時期に、都市化した修道院には様々な機能や形態が含まれていた<sup>4)</sup>。また、7世紀から8世紀にかけてアイルランドの修道院は都市的性格を発展させ、古典時代の都市の特徴の一つと同じような、聖域として区分された地域を持ち、そこに階層化された人びとによって余剰物の交易などが行われ、旧約聖書と古代の神聖な都市概念と、境界で行われる儀礼的測量を含むアイルランド的な、王による保護を合体させた考えが修道院にはあったとしている<sup>5)</sup>。

領主の勢力拠点にも都市的な性格が認められるようになった現在の初期中世の都市論に従えば<sup>6)</sup>、修道院に従属した世俗の人びとであるマナッハ<sup>7)</sup>を抱えたアイルランドの修道院にも都市的性格があったとすることができるかもしれない。しかし問題はその都市的性格がいかなるものであったか、という点にある。その性格の一点である大陸における領主の勢力拠点での

貨幣流通に関して、初期中世アイルランドでは貨幣が使用されていなかったことが問題となる。また、ローマ時代からの連続した都市が存在しないことから、農村の所領と手工業者や商人の住む都市、という点についても<sup>8)</sup>、アイルランドの修道院における都市的性格を検証することができない。そのため、森本氏が初期中世の都市を考える上で、その空間に商人たちによる共同体が存在したか、という視点も<sup>9)</sup>、アイルランドの修道院においては使うことができない。アイルランドにおいてははっきりとした商人の存在を示す史料が無いからである。さらに、大陸においてはローマ的なキヴィタスがその規模を縮小しながらも、その地の司教がローマ帝国の構成原理を引き継ぎ、都市としての空間的統一性を保っていたと一般的に考えられている状況も<sup>10)</sup>、アイルランドにおいてローマ都市との連続性がないことから、アイルランドの修道院の空間が都市的な空間となっていることを検証することが難しい。

初期中世アイルランドの研究者たちからも、ドハーティの修道院都市仮説はその後多くの批判を浴びている。グラハムは都市の誕生と発展は12世紀のアングロ・ノルマンのアイルランド東部への侵入以降としており、初期中世の修道院は原始的都市 (proto-towns)<sup>11)</sup> あるいは前都市的核 (preurban cores)<sup>12)</sup> といったある種の集落であったとしている<sup>13)</sup>。このように、グラハムは修道院に集落は存在していたとみなしているが、それを都市とは認めていない<sup>14)</sup>。ヴァレンテは初期中世の修道院には手工業や長距離の交易が十分にはなかったことから、修道院都市 (monastic town) という言葉は捨てるべきとまで主張している<sup>15)</sup>。スウィフトは、9世紀までには完成された『アイルランド教会法令集 (*Collectio Canonum Hibernensis*)』<sup>16)</sup> 及び考古学の視点からドハーティの仮説を否定している。彼女によれば、教会は農場、農耕地に囲まれていて、住人もそれと関係のある人びとであり、教会集落 (settlement) を表現する多くのラテン語には正確な訳語がなく、同時代の著

者にとってはたくさんの同義語として考えられていたことが問題点として挙げられており、修道院の敷地が構造的には世俗の権力者の敷地と変わりがなく、civitasは初期中世アイルランドのラテン語史料においては修道院都市ではなく、砦であり耕作地であったと結論付けている<sup>17)</sup>。エッチングムは2010年に修道院都市について再検討を行っている。彼は、修道院で開催されたと考える、一般的に「集会」と訳される óenach という語をドハーティが fair と訳すことによって、論拠が希薄なまま修道院を都市としていると批判をしている。エッチングムは、óenach とは現在では「定期市」など経済的活動を含意する fair ではなく、元々は葬祭儀礼であり初期中世のアイルランドではより政治的な集会 (political fair) であることを強調し、ドハーティが fair という単語で次第に集会から市場へと意味を展開させて論を進めていることを批判した。そして12世紀に至るまで、修道院は農業を基盤として村落的特徴しか持っていないとした<sup>18)</sup>。さらに、エッチングムは早くともグレンダロホやケルズのような大修道院に関しても、初期中世ではなく11世紀から12世紀にかけて、おそらく「修道院都市」と推測できる場が繁栄しただろう、としている<sup>19)</sup>。フォアストールは長距離交易を行ったヴァイキングがアイルランド都市発展の触発者であったとしていて、ドハーティの論を否定している<sup>20)</sup>。

このような修道院都市についての論争に対して都市に必要なものが何であるか、都市的であるか農村的であるか、といった都市論自体を批判して、当時のアイルランド人にとって civitas がどのような存在であり、機能を持っていたかを論じたのがマドックスである。セビリアのイシドルスによれば、civitas は「多くの人びとの社会の絆によって結びつけられたものであり、その都市 (urbis) の住人、市民と呼ばれるもの」とされる<sup>21)</sup>。これに対してマドックスは初期中世アイルランドにおける civitas を考察しようとした。彼女が目的としたのは初期中世アイルランドの研究者間での修道院

都市論争で無視されたポイント、すなわち大修道院のような重要な場所が初期中世アイルランドの修道院の居住者と共同体にとってどのような空間であったのかを考察することである<sup>22)</sup>。彼女は『アイルランド教会法令集』から初期中世アイルランド人の編者にとっては、*civitas* は司教がいて避難所を提供する権利があり、実際には農業的性格を持つ聖域であり、道徳的に行いをすることが保証となってその地位を保っており、人びとの必要に応じて保護と食料を提供する場でもあることを明らかにした<sup>23)</sup>。このように、マドックスは初期中世アイルランドの修道院の「都市」ではなく、「*civitas*」の社会的性格を明らかにした。一方で、彼女は多くの人びとが集まる中心地であるとしているが<sup>24)</sup>、その多くの人びとや、修道院の空間的広がりについての議論が不足している。

そこで本稿では、初期中世アイルランドの修道院の空間的機能と、そこに集まる人びとについて検証することを目的とする。ただし、この検証はキルデアやアーマーなどの大修道院に集中することになる。

検証するために、ラテン語の史料である『アイルランド教会法令集』を使用する。この法令集は、ヨーロッパ各地に写本が残されており、アイルランドだけのみならず、大陸においても大きな影響があったことがうかがえるカノン法である。刊行本を編纂したヴァッサーシュレーベンが校訂本 B を使用しているが、その最も古い写本で年代がはっきりとしているものは、カールスルーエ州立図書館にある Cod. Augiensis XVIII, ff.75-90で、およそ806年のものと考えられている<sup>25)</sup>。このことから、『アイルランド教会法令集』は遅くとも9世紀初頭までに編纂されたもので、教会運営の実際的な問題への教えや、魂の救済など多岐にわたる規定が述べられており、全67巻それぞれにタイトルと、1巻ずつにその細かい内容のサブタイトルの付された章が付されている。またその引用には聖書からだけでなく教会会議の条令、聖人伝や教父の著作も見られる<sup>26)</sup>。その他に、同時代のラテ

ン語の聖人伝、『聖ブリジット伝』、『聖パトリック伝 (Vita Sancti Patricii)』<sup>27)</sup>、『聖コロンバ伝 (Vita Columbae)』<sup>28)</sup>を引用する。このうち『聖コロンバ伝』は最も古いマニュスクリプトが残っているもので、コロンバの創設したアイオナ修道院の院長であったアダムナーンによって688年以前に作成された現存しない原本から、同じ修道院長となったと思われる人物によって713年以前に書かれた聖人伝であると考えられており、8世紀のアイルランドの状況が最もよく分かる聖人伝である<sup>29)</sup>。さらに、聖パトリックを守護聖人とするアーマー修道院を喧伝する目的の『天使の書 (Liber Angeli)』である。この史料は8世紀半ば以降に作成されたもので、天使によってパトリックがアーマー修道院に関する数々の特権を授けられたことが主題となっている書物である<sup>30)</sup>。

また、古アイルランド語の史料を使用する。その一つは『聖コロンバ伝』を記したアダムナーンによる『アダムナーン法 (Cáin Adamnáin)』<sup>31)</sup>である。さらに古アイルランド語で書かれた修道院規約である。これは一般的に神の僕と訳されるケーリ・デー (Céli Dé, culdee と英語化) という修道院内の厳格な修道士たちによって記された、『マイル・ルアンの教え (Teagasg Maoik Ruain)』、『ケーリ・デーの規則 (Riagail na Céle nDé)』、『タラー修道院 (The Monastery of Tallaght)』である。『マイル・ルアンの教え』は9世紀頃、『ケーリ・デーの規則』も9世紀頃、『タラー修道院』は9世紀前半頃に書かれたものとされる。『ケーリ・デーの規則』と『タラー修道院』は内容がかなり重複している。『マイル・ルアンの教え』はおそらくタラー修道院の修道院長であったマイル・ルアンを直接知る人物を通して語られたものが書かれていると思われる。主となる写本は17世紀のものである<sup>32)</sup>。

## 2. 「逃れの町」<sup>33)</sup>としての *civitas*

### 2.1. キルデア修道院

『聖ブリジット伝』にはキルデア修道院に関して次のような記述がある。

「その周縁地では、聖ブリジットが確定された境界線で区画したのだから、いかなる人間の敵対者も、敵対者による攻撃も心配されない。そうではなく、(この)都市はそのすべての外側の周縁地によって、アイルランド全土ですべての逃亡者のための、逃亡者が最も保護される場所である。」<sup>34)</sup>

この記述から明らかな点は次の二つである。一つ目はキルデア修道院が逃亡者を保護する役割を担っていることである。キルデアがアイルランドの中で最も逃亡者が逃れるのにふさわしい場所であると喧伝しているのである。これがプロパガンダ的要素だとすれば、逃亡者を保護することは修道院が担う大きな役割の一つであることが分かる。つまり、キルデアはアイルランドの中で逃亡者が最も保護される場所である、この理由によってキルデア修道院はアイルランドで最も偉大な修道院である、という主張なのである。聖人伝は単に修道院内で読まれただけではなかったであろう。おそらく9世紀に書かれたと考えられる『聖ブリジット伝 (*Bethu Brigte*)』<sup>35)</sup>はその記述のおよそ4分の3が古アイルランド語で書かれており、修道院従属民であるマナッハや聖人崇敬のために集まった人びとにブリジットの伝記が読まれたことが想定される。そうであるならば、修道院が追われる人びとにとって逃げ込む場所として最良の空間であったことを人びとも知っていたであろう。

二つ目は、逃亡者は境界線の外である周縁地にいるらしいことである。

境界線が聖域とそれ以外を分けるものだとすれば、聖域のみならずその外側までも修道院がコントロールを及ぼしていることを表しているといえよう。聖域だけでなく、その周縁地でも修道院が保護すべき者に危害が加えられることを許していない、という点も注目すべきである。周縁地が「準聖域」といった機能を有していた可能性があるからである。このように、キルデア修道院は逃亡者を保護する機能を有し、またそのコントロール下にあった修道院の周縁地に、何らかの理由によって逃亡せざるをえない人びとが多寡は分からないながらもいたことが明らかである。なお、聖域については後述する。

## 2.2. 『アイルランド教会法令集』

修道院が逃亡者を保護することは、『教会法令集』の28巻にも規定されている。この巻は「逃亡者の *civitas* について」<sup>36)</sup> というタイトルが付され、全14章からなる。28巻が引用しているのは、まず聖書の記述であり、14章のうち6章がこの範疇にある<sup>37)</sup>。1章はヨシュア記から、2章は出エジプト記と申命記から、6章は民数記から、7章は出エジプト記と申命記から、8章は歴代誌から、13章は民数記からの引用である。このように、聖書からの引用はすべて旧約聖書からの出典である。また、その記述は多少の相違はあれウルガタ聖書のラテン語記述とほとんど同じである。

また、4章、5章、10章、12章、13章、14章にはヒエロニムスやアウグスティヌス、ナジアンゾスのグレゴリオスといった教父の著作からの引用も見られる。同時に、6世紀のアグド教会会議からの引用が3章及び9章に、オルレアン教会会議からは11章に、そしておそらく第1パトリック教会会議の決定も用いられている<sup>38)</sup>。第1パトリック教会会議はアイルランド独自の史料であり、その特徴は悔悛の記述が主であることである。第1パトリック教会会議の14章の記述と、『教会法令集』28巻10章の「パトリック



ク」の名が付された後半部分の記述は、ほとんど同じことから10章は第1パトリック教会会議からの引用あることが明らかである。そこには殺人者の悔悛について述べられている<sup>39)</sup>。

教会が保護するのはどのような者たちであるか。まず、逃亡者が意味するのは殺人を犯した者であり、とくに故意によらずに人を殺してしまった者についての記述が2章、5章、6章で書かれている<sup>40)</sup>。故意ではない殺人を犯した者は7年間の贖罪が規定されている<sup>41)</sup>。故意に殺人を犯した者は7年間の贖罪または1年間の贖罪という記述がある<sup>42)</sup>。7年間の贖罪を規定しているのは教父であり、1年間の贖罪を規定しているのはアイルランド由来の第一パトリック教会会議である。しかしまた、故意による殺人者を保護する必要がないという規定も見られる。「血に汚れた罪人たちを教会は守らない」<sup>43)</sup>という記述が12章にある。だが、11章には「殺人者、姦淫を犯した者、盗人について、もし教会に逃亡したならば、教会法が規定し、ローマ法が定めたことを私たちは守るよう定めるが、教会の敷地あるいは司教の家から彼らが遠ざけられることは完全に許されない」<sup>44)</sup>という記述があり、殺人を犯した者を保護すべきともされている。ここから、『教会法令集』が規定した、教会が保護すべき者は、殺人者、姦淫をなした者、盗人で教会に逃亡した者であったことが分かる。

上述のような「教会の敷地」や「司教の家」という記述、「人を殺した者は教会の土地からすぐに追い払われることのないように」<sup>45)</sup>、「世俗の罪人を教会は去らせるのではなく、(罪人は)その中心地で守られ、満足で包まれるべきである」<sup>46)</sup>、「故意でなく殺人を犯した者は、7年の贖罪の間、教会の共同体に迎え入れられる」<sup>47)</sup>という記述から、逃亡者を保護するのは具体的には修道院であり、それが建っている敷地であり、その人びとであることが分かる。一方で2章のタイトルには「逃亡者の *civitas* が保護する者たちについて」<sup>48)</sup>とあり、さらに修道院は逃亡者が「逃亡者の *civitas*

の囲い地の内側で」<sup>49)</sup> 殺されることなく、またそこで十分な生活が送れるように配慮すべきことが記述されている<sup>50)</sup>。つまり、『教会法令集』では、逃亡者を保護するのは修道院である、という記述と、civitasである、という記述が混在しているのである。ここから、逃亡者のcivitasが修道院と同義であることが窺える。

逃亡者が保護される場所が上述のように教会の敷地であり、その中心地であり、囲い地であり、それらが聖域を表しているとすれば、『聖ブリジット伝』とは違って、保護されるべき逃亡者は聖域内に留め置かれる場合があったことを表している。これが、聖域内での復讐としての殺人の禁止を意味しているとすれば、修道院の聖域、あるいは『聖ブリジット伝』の記述からはそのコントロールの及ぶ「準聖域」的地域全体がアジールとして機能していたことを意味する。

実際に、修道院は殺人者の一時的避難所として機能していたことが、『聖コロンバ伝』1巻36章からも明らかである。その内容は、フィンドハーンというどこであるか同定されていない修道院の創設者が、南イー・ネールの王で「タラの霸王」であったディアルマッド・マック・ケルパイル (Diarmait mac Cerbaill, †565) を含めた複数の殺人を犯した、アルスターの王アード・ドゥブ (Áed Dub, †588) を、自らの修道院へ巡礼者として迎え入れ、さらに司祭に任じる話である<sup>51)</sup>。聖コロンバが非難するのは、司祭叙任の方法であり、殺人者を司祭に任じることや修道院が保護することについては何ら糾弾の姿勢を見せていない。

この箇所ですらに一点、重視すべきことは、巡礼者として迎えられたという内容であり、殺人などを犯した逃亡者が巡礼として保護を求めて修道院にやってきた可能性もある。また、当時すでに巡礼者が修道院を訪れていたことも推測されえる。つまり罪を犯した者あるいはそうでない者も含めて、巡礼者が初期中世アイルランドに存在したらしいことが認められる。

中世都市すなわち初期中世の大陸の civitas は司教座教会を有する集落であったことをアイルランドの教会人たちが知っていたことは間違いない。しかしだからといって、アイルランドの史料における civitas を集落であったかどうかと論じるべきではない。アイルランドの修道院が自らを「逃亡者の civitas」と任じる理由には、それがその地域で最も権威ある修道院であることを示すためであり、civitas は逃亡者を保護する場である、という概念をアイルランドの修道院は利用したのではなからうか。つまり、自らの権威を顕示する目的で自らを civitas と呼んだと考えるべきである<sup>52)</sup>。だからこそ、修道院が「逃亡者の civitas」であるとする根拠は、旧約聖書や教父からの引用が主となっており、旧約聖書の時代からの伝統を継承することでキリスト教世界においての正当性を示したのである。

『聖ブリジット伝』における聖域についての記述によって、修道院は建物の周囲にある種の「空間」を構築していた可能性が示されていることは上でも述べた。そこで、この空間とはいかなるものであったのかを検証することによって、修道院と周りの空間にどのような機能があったのか考察していく。

### 3. 聖域と周縁地

#### 3.1. ケーリ・デーと貧者

修道院の周辺の空間には逃亡者だけでなく様々な身分の者がいたと思われる。『アダムナーン法』の36章に述べられているように、「教会の前の緑地より向こうの敷地内（で起こった犯罪に対して）は、教会へ半額の賠償支払い。どのような地位（の者に対する犯罪）であれ、傷害、窃盗、放火については、教会へ全額の賠償支払い」<sup>53)</sup>とあり、教会の敷地内あるいはその外側の周縁地に様々な身分の人たちが集っていたことが分かる。このような様々な身分の中には、貧者が含まれていた可能性がある。これはケーリ・

デーと呼ばれる人たちが問題視してきたことから明らかである。

「神の僕」、ケーリ・デーは、厳しい修道生活を送る個々の修道士たちの総称である。これまで彼らは8世紀後半に誕生した改革者のグループとして認識されてきた<sup>54)</sup>。その根拠は、彼らの思想が反映されている史料、『マイル・ルアンの教え』などに、彼らが他の修道院をこの時代に世俗化し墮落したとみなして批判する記述が見られることであつた。たとえば『マイル・ルアンの教え』35章には、「善い生活を送っていないことで知られている古い教会の聖職者たち」<sup>55)</sup>という記述が見られる。しかし、「改革者グループ」であることに疑問が提示され、フォレットが詳細に検証することで彼らは「改革者グループ」ではないことを明らかにした<sup>56)</sup>。

『タラー修道院』4章にも同じように「古い教会」<sup>57)</sup>のんびりとが厳格に務めを果たしていない、という記述がある。しかしこれをケーリ・デーの改革運動の及んでいない教会に対しての改革を呼びかける記述として解釈することはできない。『マイル・ルアンの教え』や『ケーリ・デーの規則』、『タラー修道院』のいずれも「古い教会」の批判よりもその大半を占めるのは、厳格な生活と悔悛を求めることであり、厳格な生活を求める修道士が個人的に従うべき指針が書かれていると解釈するべきであろう。8世紀中頃までにまとめられた現存しない年代記を基に15世紀末から16世紀初頭に書かれた『アルスター年代記』<sup>58)</sup>では、921年にケーリ・デーたちが住んでいた住居が破壊から免れたという記録があり、アーマー修道院には920年頃までにケーリ・デーたちの教会が建てられていたことが分かる<sup>59)</sup>。それゆえ、他の修道士たちの中で特に厳格な生活を行い、彼らだけのその生活を守るための建物を与えられていた修道士たちがいた、と考えるべきである。『マイル・ルアンの教え』の17章では毎夜ヨハネの福音書と使徒行伝を読むべきこと<sup>60)</sup>、18章には一人で詩編を読むべきこと<sup>61)</sup>、19章には自らの職務は自分だけで行うべきこと<sup>62)</sup>、20章では遅れることなく告解をなすべきこ

と<sup>63)</sup>、21章と22章には贖罪の重要性が説かれている<sup>64)</sup>。

さらに重要なのはケーリ・デーであろうとする修道士たちは極力世俗の人びとから離れようとしていることである。『マイル・ルアンの教え』12章では、世俗的な事柄から離れて宗教的生活に集中すべきことが指示されている<sup>65)</sup>。彼の弟子の一人が、マイル・ルアンに自らを律するのに正しいことは何かと尋ねた時の、マイル・ルアンの言葉は次のようである。

「『私はあなたに命ずる。』と彼は言った、『あなたが慣れ親しんだ場所につねに留まっているように。世俗的な論争に手を出さないように。いかなる者とも共に裁きの場や集会に行かず、いかなる者のためにも弁護をなさず、祈りと沈思に中で朗読しなさい。そして教えの中に（いなさい）、もしあなたから教えを受けることを望む者がいるならば。』」<sup>66)</sup>

このように、自分が所属している修道院から離れることが禁じられ、また世俗的な事柄を極力避けることが、ケーリ・デーとして自らを律する方法であるとされている。これは、『パトリックの規則 (*Riagail Phátraic*)』<sup>67)</sup>に従って世俗の人びと、特にマナッハへの司牧を義務として行った修道士たちとは一線を画した立場といえる。

また、『ケーリ・デーの規則』44章では、自らの土地から去ることを禁止する旨が書かれている。「だれでも自らの土地を捨てる者は、天にいますパトリックの否定者であり彼がアイルランドにもたらした信仰の否定者である。」<sup>68)</sup> アイルランドではキリストの教えに倣い、自らの土地を去って宣教をすることが聖職者にとって重要な意味を持っていた<sup>69)</sup>。聖コロンバはヘブリディーズ諸島の小島、アイオナに修道院を造り現在のスコットランドを中心に宣教を行った。聖コロンバヌスは大陸に向かい多くの修道院を創設し宣教を行った。しかしケーリ・デーである修道士たちは自らの土地を

離れることを禁止されているのである。この規律からも、他の修道士たちとは一線を画した性格を持ったケーリ・デーたちの姿勢が分かる。このように、世俗の事柄を極力避け、自らを律するために祈り、厳格な生活を送り、悔悛をすることを熱望する個々の修道士たちが、ケーリ・デーという呼称をえた人びとであった。

しかしケーリ・デーが世俗の人びとへの関心を示す記述もあることが本論で重要となってくる。『マイル・ルアンの教え』には、世俗の人びとからいかなる寄進を受けてもいけない、という規律が30章に見受けられる<sup>70)</sup>。同様の内容が105章にもあるが、受け取ったものをどのようにするかについての教えもここに含まれている。

「彼は俗人からいかなる寄進も受け取ることがたやすいとは思わなかった。それらを貧者に与えるために受け取る者もいる。なぜなら俗人たちはそれらを貧者に与えようとしないからである。俗人たちは天国へ行くのに彼らの懺悔を聞いてくれる人に何かを寄進することで十分であり、彼らの懺悔を聞いてくれる人がそれ以後彼らに命じてくれると考えている。しかし、その目的が完全者たることであるためには（そのような寄進を受け取らない方が）より良いだろう。」<sup>71)</sup>

ここでは、世俗の人びとと接触して寄進を受けることは極力避けるべきであるが、貧者に与えるならば受け取ることもやむなし、としている。ケーリ・デーたちは、上述のように自らの修道院から離れることを嫌い、世俗との接触を可能な限り避けることで自らの宗教的生活に没頭した人びとであった。しかし、貧者に施しをすることは可能であったのである。ケーリ・デーたちは自らの修道院から離れることが許されていなかったことから、彼らが居住した修道院の周辺に、彼らに懺悔を行い、寄進をなした俗

人がおり、さらにその受け取った寄進を求める貧者がいた可能性を示している。つまり、修道院の周辺に彼らから施しを受けるような貧者を含めた様々な身分の俗人がある程度いたことが推測されえるのである。

### 3.2. 聖域と聖域の周縁地

#### 3.2.1. 俗人の立入可能地域

俗人たちは修道院のどこにいたのであろうか。それを検証するために、教会側がどのように聖域を規定したかを見る必要がある。これについては『教会法令集』44巻「神聖にされた場所について」<sup>72)</sup>の5章「聖なる場所の境界の数について」<sup>73)</sup>に記述がある。

「聖なる場所のまわりに四つの境界を設ける。最初（の境界）、そこには俗人と女性が入る。他（の境界）、そこには聖職者のみ行く。最初のもは *sanctus* と呼ばれ、二つ目のものは *sactor*、三つ目のものは *sanctissimus* と呼ばれる。四つ目を指し示す名前は無くなってしまっている。」<sup>74)</sup>

この記述から、聖域は大まかに分けると三つであり、一つには俗人が立ち入ることが可能であるということである。この区域では「聖なる」を意味する形容詞が原級 (*sanctus*) であり、聖域としてはもっとも神聖さが緩い場所、といえる。対して聖職者や修道士が立ち入れる場所は比較級 (*sactor*)、最上級 (*sanctissimus*) が使われ、より神聖であることが示されている。この三つの場所は、*sanctissimus* を中心に同心円状に広がっていたと考えられている<sup>75)</sup>。『教会法令集』の編纂版には採用されなかった別の版では *sanctus* には「殺人を犯した者、姦淫を行った俗人が許しと慣習によって中に立ち入ることを我々は禁止しない」<sup>76)</sup>とあり、ここが、逃亡者たちが立ち入るこ

とができる保護されるべき聖域であった可能性も示唆されている。この版では *sanctissimus* のみが、俗人が立ち入ることができず、*sanctor* は不品行でなければ俗人が立ち入ることができるとされている<sup>77)</sup>。

このように、教会は聖域を区分しており、俗人が立ち入ることができない空間と、できない空間を分けていた。しかし、*sanctus* までにせよ、*sanctor* までにせよ、貧者を含む様々な俗人たちが修道院の中心部にかなり近いところまでやってきていたことが分かる。その中には、ケリー・デーたちに懺悔をなす者や施しを求める人びとがいた。同時にそこには犯罪者も含まれており、教会は様々な事情を持つ人びとが集う場所ともなっていたのである。

### 3.2.2. 周縁地

上記のような聖域の外側には周縁地が存在していた。このような地域は修道院の周りには普通あったようである。「その周縁地 (*suburbanis*) とともに逃亡者の *civitas* 全体が置かれている」<sup>78)</sup> という記述が『教会法令集』にある。同法令集では、前述のように逃亡者の *civitas* が修道院を指していることから、修道院の周りにこのような土地が広がっていたことが示されている記述である。この「周縁地」という単語は本稿2章冒頭の『ブリジット伝』にも見られ、そこではここで安全に逃亡者たちが保護される旨が書いてあったことに留意すべきである。

この土地は実際にどのような機能を持っていたかのだろうか。9世紀頃まとめられた『オエングスの殉教者暦 (*Féilire Óengusso Céili Dé*)』の聖フルサの記述に付されたやや後世の註には、「奉仕のための土地 (*ferand fognuma*) とともに都市 (*cathair*) 全体が神とフルサに明け渡された」<sup>79)</sup> という記述が見られる。この史料中の *cathair* は修道院及び都市を意味し、おそらく修道院 *civitas* を意味していると考えられる<sup>80)</sup>。*ferand fognuma* (辞書では *ferann fognuma*) は『アイルランド語辞典』によれば「特別な目的に指定された土



地、修道院を支えるための土地」<sup>81)</sup> という意味がある。修道院を支える奉仕のための土地とは、おそらく修道院で生活する人びとの食料の供給地の一つである。また、クロンマックノイス修道院の創設者、聖キアランの聖人伝には、彼の飼っていた豚がその周縁地から (*de suburbia eius*) 盗まれる逸話がある<sup>82)</sup>。ここから、農地であったことが窺われよう。このような農地である周縁地で実際に農業に携わっていた人びとは、修道士やマナッハであったと推測される。だが、逃亡してきた者たちや、貧民のような修道院の保護を求めてきた人びとが、代わりに奉仕を行っていた可能性もあったろう。このように、周縁地とは修道院の修道士たちを食料の面で支える農業的な性格を持った土地であり、人びとが多く集まった場所でもあった。

### 3.2.3. 修道院に集まる人びと

修道院に集まった人びとが聖域内にまでいたのか、周縁地に留まっていたのかは分からないが、興味深いのは次の『聖ブリジット伝』の記述である。

「そして、もしそこ (キルデア) を、周囲がいかなる壁によっても囲まれていないゆえに *civitas* と呼ばれることが正当であるならば、私たちが語っているこの修道院のもっとも素晴らしい美しさとこの *civitas* の数え切れない奇蹟を言葉によって語るができるのである。(そして) 数えられない人びとがその (キルデア) 中に集まり、また *civitas* は多くの人びとがそこに集まるゆえにその名前を得ていることから、そこは広大でメトロポリタンな *civitas* でなのある。」<sup>83)</sup>

この記述は、非常に多くの人びとが集まっていることを喧伝している。それによってキルデアは自らを *civitas* であるとしている。それゆえ多くの人びとが集まってくることはキルデアが大修道院であることの証左として

述べられていると考えるのが自然であろう。また、「メトロポリタンな」という形容も、「大きな」という意味であると同時に、大陸における大司教座的な存在、すなわちアイルランドでも1, 2を争う修道院であることを主張していると推測できる。

さらに非常に興味深いのは修道院を囲む壁が無く、いかなる人びとも開けた修道院であるという記述である。そしてそれも *civitas* としての証左となっていることである。つまりキルデアの非常に多くの人びとはブリジットを崇敬する目的の巡礼者である可能性が高く<sup>84)</sup>、さらにその中には近隣の俗人あるいはマナッハたちも含まれたであろう。周縁地には逃亡した人びともいた。キルデア修道院には、様々な俗人たちが崇敬のために集まり、さらに逃亡者が保護され、そしておそらく貧民たちも集まるような空間が形成されていたといえよう。

『天使の書』にもキルデア修道院同様にアーマー修道院を *civitas* であるとする主張が見られる。「すべての自由な教会と教会の地位をもつ *civitas*」<sup>85)</sup> という記述では、アーマー修道院はそれらの娘修道院を中心とする連合の長であるとされている。ここから、アーマー修道院だけでなくその娘修道院も *civitas* であったと認識されていたことが分かる。

この両者の史料からは、その創設聖人もしくは守護聖人の崇敬のために人びとが多く集まることが都市の証拠であったことが分かる。また、「教会の地位を持つ *civitas*」という記述はアイルランドの修道院が大陸における司教座都市を意識した可能性を示している。チャールズ＝エドワーズによればポスト・ローマ期には有力な修道院を都市 (*civitas*) と呼ぶことが増え、司教がいることが *civitas* を意味するという考え方があった<sup>86)</sup>。

すなわち、すべてとはいえないながらも、人びとが数多く集まる修道院があったのである。そこには人びとが常態的に居住する場である必要性は問われてはいない。論拠とする聖人伝が、プロパガンダ色が強いとはいえ、

聖人崇敬が盛んとなって以降はキルデアやアーマーのような大修道院に様々な人びとが多く集まったことを疑うことはできない。

また、修道院の周縁地に住む農業に従事しない人びともいた可能性がある。『アルスター年代記』では、912年に「アーマーのラースの多くの住居が不注意から焼失した」<sup>87)</sup>という記述がある。8世紀から9世紀に関して、修道士が居住していたことは間違いない。また同時に、少なくとも俗人の手工業者の家々が修道院に隣接する形であったことが考古学的に明らかである<sup>88)</sup>。手工業に関しては修道院にある様々な工芸品、たとえば金属細工された聖遺物箱などからもそれを専門とする人びとがいたと推測可能である。また、不定期ながらも巡礼として滞在していた人びとがいた可能性がある<sup>89)</sup>。

周囲に集まってくる人びとの数の多寡はあろうが、いずれにせよ修道院には立入の制限された聖域とその周囲に俗人が集まる、という状況があったことは確実である。俗人には様々な身分の人びとが含まれ、その中には修道院に奉仕する人びともいた。彼らの暮らす住居もあった。この状況は、北西ヨーロッパにおける「修道院ヴィクス」との類似性を主張することが可能であろう。修道院ヴィクスとは、フルヒュルストによれば、修道院のそばの定住地で若干の都市的特徴を持ち、専門ごとにまとまって住んでいる手工業者などがいた「都市」の一種、とされている<sup>90)</sup>。また、ヴィクスは手工業者だけでなく農民も含んだかなりの数の人びとを抱えた定住地であり、時には防備施設をも備えていた場所であったとも考えられている<sup>91)</sup>。ここから、アイルランドには大陸に比べれば小規模ではあるが修道院ヴィクス的一种があった、と考えることもできる。しかし本稿でより重要なことは、修道院はアイルランド社会において、様々な人びとが様々な理由によって集まる空間を形成し、提供していたことである。少なくともアイルランドでは修道院は人びとの集合する「核」を形成し、「社会的中心地」と

しての特徴を備えていた。これがアイルランドにおける *civitas* なのである。

次章では、このような *civitas* でどのようなことが実際になされていたのかという問題を検証する。

## 4. 集会と交易

### 4.1. 集会 (*óenach*)

#### 4.1.1. 世俗の *óenach*

同時代史料によれば、*óenach* はトゥーアスの小王が開催する義務のあった「集会」であったとされる。「王がトゥーアス（の人びと）のために行使するに正当な支出は三つある。*óenach*, (トゥーアスの) 統制のための集会 (裁きの場), 境界への (軍隊の) 招集 (である)」<sup>92)</sup> という記述が、8世紀初め頃に成立したアイルランド古法の一つ<sup>93)</sup>、『クリース・ガブラッハ (*Crith Gablach*)』36章に見られる。*óenach* は王や伝説的な英雄的存在の墓地がその開催地であり元は吊いのための競技会であったが、なによりも王権の権威が表明される場としての機能を持っていた<sup>94)</sup>。*óenach* の開催地が墓地であり、そこが重要な場であったのは、とくに大きな墓地は複数の共同体の集合地であり、葬儀や祝祭、調停、贈与を通じた提携などが行われる場としてもともと機能していたことによる<sup>95)</sup>。教会人も墓地を、儀式を行う場所として認識していたと考えられる。『聖パトリック伝』によれば、パトリックと彼に従う者たちが埋葬地で復活祭の儀礼を行ったとされている<sup>96)</sup>。

*óenach* の目的は、競馬を含むスポーツ競技の開催であった。スポーツ競技の中には現在のハーリングといわれるホッケーに似たアイルランド独特の球技が含まれている可能性がある。アイルランドの英雄伝説の主人公、クー・フーランが少年時代にスティックでボールを打つゲームを行ったことが語られている物語がある<sup>97)</sup>。その他に、個人的協議では解決されなかった事例に関する協議や和解をすることもあった<sup>98)</sup>。またビンチャーによれ

ば、共同体のための何らかの責務も行われていたとされる<sup>99)</sup>。*óenach* は人びとが楽しむ場であり、王がその権威を示す絶好の機会であったのである。

*óenach* の開かれる場は暴力行為が一切禁じられる空間であり、時に聖人の聖遺物が提示され聖別されることもあった。おそらく9世紀頃に編纂されたと考えられている古アイルランド語による『三部のパトリック伝 (*Bethu Phátraic*)』では、パトリック自身がテルタウンの *óenach* が開催される地を聖別した、とする逸話があり「そしてパトリックはテルタウンの *óenach* の免責地を祝福したがそれはそこから死体が運ばれないようにであった」<sup>100)</sup>と書かれている。おそらく、実際にパトリックが *óenach* の行われる場を聖別し祝福したことを表しているのではなく、パトリックを守護聖人とするアーマー修道院が聖人の権威を示すものとして聖遺物をその場に運び、その空間を祝福したことを表している。

また、「ラース・アイルシールでの *óenach* でのドンハズ・マック・ドヴナル (*Donnchad (Midi) mac Domnaill, †797*) によるキリストの錫杖とパトリックの聖遺物の辱め」<sup>101)</sup>「テルタウンの *óenach* がその高台で聖マッククイリンの聖遺物箱と聖パトリックの神聖なるもののゆえに論争が起こり……」<sup>102)</sup>という、*óenach* に聖遺物が実際に提示されていたことを示す記述が『アルスター年代記』にある。高台 (*foradhai = forad*) は大多数が土で作られた丘のようなもので、おそらく主催者である王が位置する王座のような働きを示していたと考えられる<sup>103)</sup>。聖遺物やアーマー大修道院の司教もこの場にいたと解釈するならば、*óenach* の開催には世俗の王権だけではなく教会の権威の後ろ盾もあったことを示唆している。教会の権威を示すもっとも分かりやすい行為が、聖人の聖遺物をその場に提示し聖別の儀式を行うことであったからである。しかしなぜこのような行為が必要であったのか。

その理由は *óenach* の場で争いごとが起こったことが多かったからである

う。『アルスター年代記』717年には「フォガルタッハによるテルタウンの競技会での争い、そこでルバの息子とドゥブ・スレイヴェの息子が死んだ」<sup>104)</sup>、「ドンハズによる競技会での争い」<sup>105)</sup>、「ドンハズの息子コンホボールによる……テルタウンの óenach の争い、そして多くの者たちがそこで死んだ」<sup>106)</sup> などとある。王がその権威を示す場であり、教会側による祝福によって免責地となった場においても争いが絶えなかった状況がここから見られる。また、同じ『アルスター年代記』では「これに対する正当で十分な理由はなかったにも関わらずテルタウンの óenach は開催されなかった」<sup>107)</sup> とある。しかし一方で、このような騒動を抑え、平和理に集会を開催しえることで、それを開催した王とそれに祝福を与えた教会はその権威を人びとに示すことができたともいえよう。

#### 4.1.2. óenach と聖人の祝日

このような世俗の óenach は修道院でも開催されるようになった。たとえば『アルスター年代記』には、「ブレーガ南部の王、アイリル・マック・フェルグッサ (Ailill mac Fergusa, †800) はルスカの聖マッククイリンの祝日で落馬し即死した」<sup>108)</sup> とある。これは óenach での出来事であると考えられる。落馬による即死というのはおそらく競馬が行われていたことを示すと推測されえるからである。またその開催場所はルスカ修道院あるいはその近くであった。『聖コルマーン・エラ伝 (Betha Cholmain Eala)』25章では、「私自身がフィール・ケル (の人びと) の地域に遺言する、彼らが私に絶えず応じない時、また私の óenach を開催しない時、彼ら自身に何が非常に危険になるだろうか。」<sup>109)</sup> という詩が見られる。この詩で問題となるのは、óenach という語が使われているにもかかわらず、世俗で開催された óenach と同じと考えることが可能かどうか、という点である。『アイルランド語辞典』によれば、óenach はこれまで記述してきたように、競馬などを行い、協議や和解のような世俗権力の権威の提示の場としての集会の意味が第1義であ

る。しかし、そこから発展して第2義として、人びとが集まる場のことも óenach は意味していたのである<sup>110)</sup>。そこから『聖コルマーン・エラ伝』の「私の óenach」が意味することは、óenach が聖人の祝日を意味する語として代用されていると推測できる。つまり、創設聖人の祝日に多くの人びとが修道院に集まり、ミサなどが執り行われたことを示しているにすぎない、と解釈すべきである。そしてそのような日に、世俗の óenach のような活動、つまり競馬や競技なども行われた可能性を考えるべきなのである。

聖コルマーン・エラの óenach で争いが起こった事例が『アルスター年代記』に記述されている。827年に「ムイレダッハによる……コルマーンの óenach の争い、そして非常に多くの者たちがそこで死んだ。」<sup>111)</sup> これについてチャールズ・エドワードは聖コルマーン・エラの祝日が9月26日であり、またその1週間後の10月3日は彼の生誕日であり、おそらくこの二つの祝日を挟んだ1週間に óenach が開催されたのではないかとしている<sup>112)</sup>。

修道院での聖人の祝日としての óenach は教会墓地で行われた可能性がある。8世紀から9世紀にかけて大半の俗人が教会墓地に葬られた<sup>113)</sup>。さらに従来世俗の óenach の開催される場が先祖や伝説的人物の墓地に関わる地であることから、修道院の創設聖人が埋葬され、また人びとの親類、あるいは先祖などが埋葬されるようになった教会墓地は、óenach すなわち聖人の祝日を祝う集まりの開催場所としてふさわしかったといえる。

このように、修道院における óenach は世俗の óenach の伝統を取り入れながら聖人崇敬の場として、地域の俗人を集めることができる空間を提供したのである。移動の制限がされていたら自由農民である俗人たちにとっては、修道院の権威の下で様々な人びとに会う機会でもあり、同時に何らかの取引を行う機会でもあった可能性がある。契約を執り行うのに教会墓地は聖人を証人とする上で重要な地であった<sup>114)</sup>。契約で成り立つ婚姻の取り決めなども行われた可能性は大いにあろう。そして余剰生産物の交

換のような取引もここで行われたと考えることもできるのである。

#### 4.2. 交換取引の場としての修道院

上述のようにアーマーなどのような大修道院には直接農業に従事していない手工業者も居住していた。このような人びとと農業従事者との間の交換は大いにありえたであろう。その経済的規模は大きかったとはいえないながらも、交換取引がなされる可能性はあった。修道院で交換取引が行われたとすれば、商人の存在も推測されえる。初期中世アイルランドでは貨幣経済は発展していなかったが、『アダムナーン法』38節に、保証物として「銅または銀」<sup>115)</sup>を渡す、という記述があることから、物々交換の域を出た取引の存在があったとしても不思議ではない。このように、修道院には交換の場を提供する機能があったと推測されえる。

またこのような機会に人びとが集まる修道院では、人びとが規律を守り生活する修道士を見たり、信仰の指針を仰いだり、新しい農業技術を会得する機会もあっただろう。このような状況で、修道院は人びとにキリスト教的「秩序」とその結果による「教え」が現れる空間でもあった。すなわち、聖人を崇敬するために修道院に集った多くの人びとがお互いに交流し、交換取引を行い、また修道院によって信仰の秩序が垣間見える空間を修道院は人びとに提供したのである。デュビイは、初期中世における都市はその経済的、空間的、人口的規模では規定できない場と考えるべきで、「都市」を規定するものは、その領域や人口のような規模の大小ではなく、その政治的機能であり、その周辺に秩序を提示する中心地であるとする<sup>116)</sup>。このような機能が初期中世アイルランドの修道院にもあり、それが当時のアイルランドにおける *civitas* だったのである。



## 5. 総括

初期中世アイルランドには、大陸的な都市は存在していなかった。しかし周辺地域の中心地としての修道院は、社会における様々な機能を持った空間だった。つまり、罪を犯した者にとってはアジールとなる逃亡者の *civitas* であり、貧者が施しを求めて集まる空間であり、祝日に世俗の有力者を初めとした様々な人たちが集まってくる社会的中心地の代表的な空間であった。その空間の広さは修道院を中心とした聖域と、その農業的な性格を持つ周縁地であり、両者を修道院がコントロール下に置いていた。以上のような機能とその空間が当時のアイルランドに生きた人びと、特に教会人にとってのアイルランドにおける *civitas* だったのである。

このように解釈することによって、ローマ帝国版図外であったアイルランドにもアイルランド独自の *civitas* という空間があり、その空間を提供したのが修道院だったことが分かった。その際に重要となったのは聖人の祝日に世俗の祭儀であった *óenach* の機能を持たせることによって、世俗の人びとにとっても親しめる空間としたことは大きな意味を持つ。当時のアイルランドの修道院はキリスト教がアイルランドに導入される以前からの慣習を取り入れることによって、アイルランド社会に根付いた。そして、宗教的な理由以上の意味で人びとの生活の中心地の一つとなるほど修道院は発展していたのである。そのような意味で、修道院は当時のアイルランド社会における重要な空間だった。

### 註

- 1) 初期中世アイルランドでは修道院に司教が存在し、司牧活動も行っており、一般的に *monastic churches* とされることから、「修道院教会」と訳すべきであるが、煩雑さを避けるために史料の和訳以外では基本的にすべて「修道院」と統一して表記する。なお、史料における「教会」も以上のような理由から

- 「修道院」と同一であることに留意すべきである。
- 2) “maxima haec civitas et metropolitana est”, Cogitosus, *Vita Sanctae Brigidae*, (ed.) Bollandists, *Acta Sanctorum*, Feb. I, §8, 39, p. 141; also trans., Sean Connolly and Jean-Michel Picard, “Cogitosus: Life of Saint Brigit”, *Journal of the Royal Society of Antiquaries of Ireland*, 117, 1987, §32, 9, p. 26.
  - 3) Doherty, Charles, “Exchange and Trade in Early Medieval Ireland”, *Journal of the Royal Society of Antiquaries of Ireland*, 110, 1980, p. 71.
  - 4) *Ibid.*, pp. 67-89.
  - 5) Doherty, Charles, “The Monastic Town in Early Medieval Ireland”, H. B. Clarke and Anngret Simms (eds.), *The Comparative History of Urban Origins in Non-Roman Europe: Ireland, Wales, Denmark, Germany, Poland and Russia from the Ninth to the Thirteenth Century*, (British Archaeological Reports), 1985, pp. 45-75.
  - 6) 森本芳樹『西欧中世形成期の農村と都市』岩波書店、2005年、357-8頁。
  - 7) マナッハについては拙論「マナッハ (*manach*) に関する研究動向—初期中世アイルランドの修道院教会に属する俗人集団をめぐって—」『中央大学大学院論究』42号、文学研究篇、2009年、21-31頁。
  - 8) G. デュビイ「フランス史における都市的なものと農村的なもの—対比の試み—」宮松浩憲訳・森本芳樹編『西洋中世における都市と農村』九州大学出版社、1987年、21-2頁。
  - 9) 森本『西洋中世形成期』364-9頁。
  - 10) M. ミッテラウアー「古代都市から中世都市へ」宮松浩憲訳・森本芳樹編『西洋中世における都市と農村』九州大学出版社、1987年、53-4頁。
  - 11) Graham, Brian J., “Early Medieval Ireland: Settlement as an Indicator of Economic and Social Transformation, c. 500-1100”, B. J. Graham and L. J. Proudfoot (eds.), *An Historical Geography of Ireland*, London, 1993, pp. 20-30.
  - 12) *Ibid.*
  - 13) *Ibid.*; Graham, Brian J., “Urban Genesis in Early Medieval Ireland”, *Journal of Historical Geography*, 13, 1, 1987, pp. 3-16; Graham, Brian J., “The Evolution of Urbanization in Medieval Ireland”, *Journal of Historical Geography*, 5, 2, 1979, pp. 111-25.
  - 14) Graham, “Early Medieval Ireland”, pp. 37-8.
  - 15) Valente, Mary, “Reassessing the Irish ‘monastic town’”, *Irish Historical Studies*, 31: 121, 1998, p. 18.
  - 16) *Collectio Canonum Hibernensis, Die irische Kanonensammlung*, (ed.), F. W. H.

- Wasserschleben, Leipzig, (2nd ed.), 1885. 以降 CCH と記述する。史料については下記。
- 17) Swift, Catherine, “Forts and Fields: A Study of ‘Monastic Towns’ in Seventh and Eighth Century Ireland”, *The Journal of Irish Archaeology*, 9, 1998, p. 105.
  - 18) Etchingham, Colmán, *The Irish “Monastic Town”. Is This a Valid Concept?*, Cambridge, 2010, pp. 4-6.
  - 19) Etchingham, Colmán, “The Organization and Function of an Early Irish Church Settlement: What was Glendalough?”, Charles Doherty, Linda Doran and Mary Kelly (eds.), *Glendalough: City of God*, Dublin, 2011, p. 53.
  - 20) Forestal, Rebecca Wall, “Studying Early Medieval Irish Urbanization: Problems and Possibilities”, Vicky McAlister and Terry Barry, *Space and Settlement in Medieval Ireland*, Dublin, 2015, p. 41.
  - 21) *Ishidori Hispalensis Episcopi Etymonologiarum sive Originum*, Liber XV, II, [www.thelatinlibrary.com/isidore/15.shtml](http://www.thelatinlibrary.com/isidore/15.shtml) (最終閲覧日2019年2月18日)。
  - 22) Maddox, C. Melanie, “Re-conceptualizing the Irish Monastic Town”, *Journal of the Royal Society of Antiquities of Ireland*, 146, 2016, p. 23.
  - 23) *Ibid.*, pp. 29-30.
  - 24) *Ibid.*, p. 21.
  - 25) 写本については CCH, pp. LXVII-VIII 及び Kenny, James F., *The Sources for the Early History of Ireland: Ecclesiastical*, New York, 1929, p. 247.
  - 26) *Ibid.*, p. 248.
  - 27) Muirchú, Vita Sancti Patricii, (ed. and trans.), Ludwig Bieler, *The Patrician Texts in the Book of Armagh*, Dublin, 1979, pp. 62-122. 『聖ブリジット伝』と『聖パトリック伝』については田中美穂「7世紀アイルランドの聖人伝研究—主張・プロパガンダの記述の解釈をめぐって」『西洋史学』第199号, 2000年, 61-74頁参照のこと。
  - 28) *Adomnán's Life of Columba*, (ed. and trans.), Alan Orr Anderson and Majorie Ogilvie Anderson, Oxford, 1961; rev. ed., Majorie Ogilvie Anderson, Oxford, 1991; also trans., Richard Sharpe, *Adomnán of Iona: Life of St Columba*, Penguin Classics, London, 1995.
  - 29) *Adomnán's Life of Columba*, pp. xlii, xlii-liv.
  - 30) Liber Angeli, (ed. and trans.), Ludwig Bieler, *The Patrician Texts in the Book of Armagh*, Dublin, 1978, intro. pp. 52-4.
  - 31) *Cáin Adamnáin, an Old-Irish Treatise on the Law of Adamnan*, (ed. and trans.), Kuno Meyer, Oxford, 1905; also trans., Gilbert Márkus, *Adomnán's*

- “*Law of the Innocents*”, Glasgow, 1997; trans., Máirín Ní Dhonnchadha “The Law of Adomnán: a Translation”, Thomas O’Loughlin (ed.), *Adomnán at Birr, AD 697. Essays in Commemoration of the Law of the Innocents*, Dublin, 2001, pp. 53-6; 「アダムナーン法」拙訳（共同訳、古アイルランド語史料研究会名義）『ノートルダム清心女子大学キリスト教文化研究所』年報27号、2005年、92-116頁。アダムナーンと「アダムナーン法」については拙稿「『アダムナーン法』の公布目的の再検討」『人文研紀要 中央大学人文科学研究所』第75号、2013年、195-227頁参照のこと。
- 32) Teaching of Máel Ruain (Teagasg Maoik Ruain), (ed. and trans.), E. J. Gwynn, *Hermathena*, second supplemental volume, Dublin, 1927, pp. 2-63; Rule the of Céili Dé, *ibid.*, pp. 64-87; The Monastery of Tallagh, (ed. and trans.), E. J. Gwynn and W. J. Purton, *Proceeding of the Royal Irish Academy*, 29c, 1911, pp. 115-79.
- 33) 新共同訳聖書、「ヨシュア記」20章2節。
- 34) “in cujus suburbanis, quae Sancta certo limite designavit Brigida, nullus carnalis adversarius, nec concursus timetur hostium: sed civitas est refugii tuitissima cum suis omnibus deforis suburbanis in tota Scotorum terra omnibus fugitivis”, *Vita Sanctae Brigidae*, p. 141; Connolly and Picard, “Cogitosus: Life of Saint Brigit”, §32, 9, p. 26.
- 35) *Bethu Brigitte*, (ed. and trans.), Donncha Ó hAodha, Dublin, 1978.
- 36) “De civitatibus refugii”, CCH, p. 94.
- 37) たとえば1章は“Lex dicit”, 2章は“In lege”, 7章は“In Exodo”から始まっている。*Ibid.*, pp. 94-6.
- 38) *The Irish Penitentials*, (ed. and trans.), Ludwig Bieler, Dublin, 1975, pp. 1-3.
- 39) CCHでは“Qui occiderit aut fornicationem fecerit, aut more gentilium aruspicum interrogaverit, per singula crimina annum penitentiae agat, et illo impleto, cum testibus postea resolvetur a sacerdote”, CCH, L.23, §10, p. 97. 『第一パトリック教会会議』14章では“Christianus qui occiderit aut fornicationem fecerit aut more gentilium ad aruspicum iurauerit, per singula cremina annum penitentiae agat; impleto cum testibus ueniat anno penitentiae et postea resolvetur a sacerdote”, *The Irish Penitentials*, p. 56.
- 40) CCH, pp. 94-5.
- 41) *Ibid.*, P. 95.
- 42) *Ibid.*, pp. 96-7.
- 43) “Reos sanguinis no defendat ecclesia”, *ibid.*, p. 97.

- 44) “De homicidis et adulteris et furibus, si ad ecclesiam fugerint, id constituimus observandum, quod ecclesiastici canones decreverunt et lex Romana constituit, ut ab atriis ecclesiae vel domo episcopi eos abstrahi omnino non liceat”, *ibid.*, p. 97.
- 45) “ut homicidae a foribus ecclesiae non cito repellantur”, *ibid.*, L.28, §3, p. 95.
- 46) “Reos saeculares non dimittat ecclesia, sed intra sinum ejus contineantur, satisfactione coerceantur”, *ibid.*, L.28, §4, p. 95.
- 47) “Qui non sponte homicidium fecerunt, per penitentiam VII annorum in communionem ecclesiae recipiantur”, *ibid.*, L.28, §5, p. 95.
- 48) “De his, quos civitas refugii defendit”, *ibid.*, p. 94.
- 49) “intra septa civitatis refugii”, *ibid.*, p. 96.
- 50) *Ibid.*, p. 95.
- 51) *Adomnán’s Life of Columba*, 1991, pp. 64–7; Sharpe, *Adomnán of Iona*, pp. 138–9.
- 52) トマス・チャールズ＝エドワーズ『ポスト・ローマ』（オックスフォード・ブリテン諸島の歴史, 2）慶應義塾大学出版会, 2010年, 363頁。
- 53) “leithdírí da blái-neimthib; leithdíre a foltmaissi clérech namá cen guin, cen gait. Is óghdíri nach eclais fria sárughud a fethaltæ, cip port i ndéntur”, CA, pp. 26–7; 「アダムナーン法」98頁。
- 54) cf. Hughes, Kathleen, *The Church in Early Irish Society*, London, 1966, pp. 173–93; 盛節子『アイルランドの宗教と文化 キリスト教受容の歴史』日本基督教団出版局, 1991年, 234–44頁; Byrne, Francis J., “Church and Politics, c.750–c.1100”, Dáibhí Ó Cróinín (ed.), *A New History of Ireland, I, Prehistoric and Early Ireland*, Oxford, 2005, pp. 670–1.
- 55) “cleirchibh na sein-cheall ara bfiionnfuidhe nach beith beatha mhaith aca”, “Teaching of Máel Ruain”, pp. 20–1.
- 56) Follett, Westley, *Céli Dé in Ireland. Monastic Writing and Identity in the Early Middle Ages*, Woodbrodage, 2006.
- 57) “senchellaib”, “The Monastery of Tallaght”, p. 128.
- 58) *The Annals of Ulster (to AD 1131)*, (ed. and trans.), Seán Mac Airt and Gearóid Mac Niocaill, Part I. Text and translation, Dublin, 1983, pp. ix–x. 以降 AU とする。
- 59) 「そしてすべてのケーリ・デーたちと病人たちの祈りの家を彼が破壊から助けた」 “1 na taigi aernaighi do anacal lais cona lucht de cheilibh De 1 di lobraibh”, AU, 921, 8; Stalley, Roger, “Ecclesiastical Architecture before 1169”,

- Dáibhí Ó Cróinín (ed.), *A New History of Ireland, I, Prehistoric and Early Ireland*, Oxford, 2005, p. 721.
- 60) “Teacching of Mael Ruain”, pp. 12-3.
- 61) Ibid.
- 62) Ibid.
- 63) Ibid., pp. 12-5.
- 64) Ibid., pp. 14-5.
- 65) Ibid., pp. 8-11.
- 66) “Adeirim-sí riot,’ ar sé, ‘fuireach do chomhnuidhe isin ait inar gnath let bheith. Na bean re cúisibh saoghalta. Na himidh go tigh an breitheamhnuis le heunduine, na go haireachtas do thagra ar son enduine, acht an ag urnaighthi, l ag sgrudadh do leighinn l gá theagasg da mbeth neach ler mhaith teagasg d’faghail uait”, *ibid.*, pp. 10-1.
- 67) 『パトリックの規則』は古アイルランド語で書かれたものである。Riagail はいわゆるレグラ、修道院規則を表す古アイルランド語であるが、内容的には修道院規則とは性格を異にしている。その内容は修道院による俗人（マナッハ）に対する義務が主である。パトリックの名前を冠していることから、パトリックを守護聖人とするアーマー修道院かその系列の修道院で作られた可能性がある。全16章という比較的短い史料で、おそらく8世紀に編纂されたと考えられているが、史料自体は後世の写本という形でしか残っていない。オ・キーフはトリニティ・カレッジ・ダブリン所蔵の写本、H3.17を編集し英訳している。この写本は16世紀以前に作成されたものである。ビンチーが1979年に編纂した6巻本の『アイルランド古法集成（Corpus Iuris Hibernici）』には原文のまま収められている。Etchingham, Colmán, *Church Organisation in Ireland AD 650 to 1000*, Naas, 1999, p. 63; Riagail Phátraic, (ed. and trans.), J. G. O’Keefe, “The Rule of Patrick”. *Ériu*, 1, 1904, short note by O’Keefe, pp. 216-7; *Corpus Iuris Hibernici*, (ed.), Daniel A. Binchy, 6 vols., Dublin, 1979, 2129.6-2130.37.
- 68) “is diultadach Patraic hi nim l na hirsí tuc i nErinn nach oen deraig a thír”, “Rule of the Céili Dé”, pp. 74-7.
- 69) Richter, Michael, *Ireland and her Neighbours in the Seventh Century*, Dublin, 1999, pp. 41-7.
- 70) “Teaching of Máel Ruain”, pp. 18-9.
- 71) “Ní hurusa leis tiodhlaicthe ar bith do ghabhail on aos tuaithe: gabaid drong oile iad do chom a ttabhairthe dona bochtaibh, do brigh nach tiobhradaois aos

- na tuaithe dona bochtaihb íad. Dar lasna tuatadhaibh as lór doibh do chom dola go flaitheas De ní do thabhairt da n-anmchaidribh, 1 go mbid na hanmchairde aca ar a ttoil fein o shoin amach. Gidheadh as fearr do mhuintir chuirios rompa beith foirbthe”, *ibid.*, pp. 60–1.
- 72) “De locis consecratis”, CCH, p. 175.
- 73) “De numero terminorum sancti loci”, *ibid.*
- 74) “Quatuor terminos circa locum sanctum posuit, primum, in quem laici et mulieres intrant, alterum, in quem clerici tantum veniunt. Primus vocatur sanctus, secundus sanctior, tertius sanctissimus. Nota nomen quarto defecisse”, *ibid.*
- 75) 境界線が現在の道として残っている修道院跡地もある。cf. Edwards, Nancy, *The Archaeology of Early Medieval Ireland*, London, 1990, pp. 105–12.
- 76) “laicos homicidas, adulteros permissione et consuetudine intra ire non vetamus”, CCH, p. 175, note, (e).
- 77) *Ibid.*
- 78) “Omnis civitas refugii cum suburbanis suis posita est”, *ibid.*, L.44, §2, p. 174.
- 79) “erptar in cathair uile cona ferand fognuma do Dia 1 do Fursu”, *Féilire Óengusso Céili Dé: The Martyrology of Oengus the Culdee*, (ed. and trans.), Whitley Stokes, London, 1905, pp. 46–7.
- 80) 『オエングスの殉教者歴』では civitas が古アイルランド語の cathair という語になっている。この語は『アイルランド語辞典』によれば、居住地 (settlement)、修道院、都市 (city) を意味する語とされている。*Dictionary of the Irish language* (compact ed.), Dublin, 1983, p. 103, cathair 項参照。
- 81) *Ibid.*, p. 300, ferann 項参照。
- 82) “Vita Sancti Ciarani Abbatis de Cluain mic Nois”, *Vitae Sanctorum Hiberniae*, vol. 1, p. 233, note 6.
- 83) “Et quis sermone explicare potest maximum decorem hujus ecclesiae, et innumera civitatis, quam dicimus, miracula si fas est dici civitas, dum nullo murorum ambitu circumdatur: conviventibus tamen in ea populis innumerabilibus, dum civitas de conventu hominum in se multorum nomen accepit, maxima haec civitas et metropolitana est”, *Vita Sanctae Brigidae*, §8, 39, p. 141; Connolly and Picard, “Cogitosus: Life of Saint Brigit”, §32, 8–9, p. 26.
- 84) 9世紀初期に成立した記述の内4分の3が古アイルランド語で書かれた『ブリジット伝 (Bethu Brigte)』は俗人に聞かせるための聖人伝と考えられ、そのことからブリジット崇敬が9世紀頃までには広がっていたと推測される。

- Bethu Brigitte*, (ed. and trans.), Donncha Ó hAodha, Dublin, 1978, p. xxiv.
- 85) “omnis aecessia libera et civitas ab episcopali gradu”, “Liber Angeli”, 21, pp. 188-9.
- 86) チャールズ=エドワーズ『ポスト・ローマ』, 363頁。
- 87) “Taighi ili do loscadh i rraith Airdd Macha per incuriam”, AU, 912, 7. ラース (ráth) は中心となる建物のまわりに築かれた土で作られた防塁。ただし、アーマーに関しては二つある丘のうち、教会の建てられた丘のことをとくにラースと呼ぶ。 *Dictionary of Irish Language*, p. 501, ráth 項参照。
- 88) Edwards, *The Archaeology of Early Medieval Ireland*, p. 113.
- 89) *Ibid.*, pp. 113-4.
- 90) A・フルヒュルスト『中世都市の形成・北西ヨーロッパ』森本芳樹, 藤本太美子, 森貴子訳, 岩波書店, 2001年, 64頁。
- 91) 森本『西欧中世形成期の農村と都市』364頁。
- 92) “Teora tomalta ata chórai do ríg fora thúaithe (a): óenach l dál do chundriug l tochomrac do chrich”, *Críth Gablach*, (ed.), Daniel A. Binchy, Dublin, 1979, §36, p. 20.
- 93) *Ibid.*, p.xiv.
- 94) Binchy, Daniel A., “The Fair of Tailtiu”, *Ériu*, 18, 1958, p. 124; Warner, Richard, “Notes on the Inception and Early Development of the Royal Mound in Ireland”, Alikí Pantos and Sarah Sample (eds.), *Assembly Places and Practices in Medieval Europe*, Dublin, 2004, pp. 27-43.
- 95) Williams, Howard, “Assembling the Dead”, Alikí Pantos and Sarah Sample (eds.), *Assembly Places and Practices in Medieval Europe*, Dublin, 2004, pp. 114-5; Driscoll, Stephen T., “The Archaeological Context of Assembly in Early Medieval Scotland”, Alikí Pantos and Sarah Sample (eds.), *Assembly Places and Practices in Medieval Europe*, Dublin, 2004, p. 79.
- 96) Muirchú, Vita Sancti Patricii, (ed. and trans.), Ludwig Bieler, *The Patrician Texts in the Book of Armagh*, Dublin, 1979, §1, 14: 2-3, pp. 84-5.
- 97) *The Táin. From the Irish Epic Táin Bó Cuailnge*, (trans.), Thomas Kinsella, Oxford, 2002, p. 83.
- 98) Byrne, Francis J., *Irish Kings and High-Kings*, Dublin, 1973, (2nd ed.), 2001, pp. 30-1.
- 99) *Críth Gablach*, p. 102.
- 100) “Isannsín [dano] bennachais blaé óinaig Tiltín conná berthar marb di cobrath”, *The Tripartite Life of Patrick (Bethu Phátraic)*, (ed. and trans.),



- Whitley Stokes, 2 vol., London, 1887, pp. 70-1; *Bethu Phátraic, the Tripartite Life of Patrick*, (ed. and trans.), Kathleen Mulchrone, 2 vol., Dublin, 1939, vol. 1, 167-8, p. 47.
- 101) “Sarugad Bachlu Isu 1 minn Patraic la Donnchad m. nDomnaill oc Raith Airthir ar oenach”, AU, 789, 17. ドンハズは南イー・ニール王家のクラン・ホルヴァーン一族出身の王 (797年没)。770年に「アイルランド王」という呼称を得ていた。Byrne, *Irish Kings and High-Kings*, p. 276.
- 102) “Oenach Tailten do cumusc oc Foradhaib im scrim M. Cuilind 1 im minda Patraicc ...”, AU, 831, 5.
- 103) *Dictionary of Irish Language*, p. 327, forad 項参照。
- 104) “Comixtio agonis Talten la Fogartach ubi ceciderunt filius Rubai 1 filius Duib Shleibhe”, AU, 717, 6.
- 105) “Comixtio agonis la Donnchad”, *ibid.*, 774, 7.
- 106) “Coscradh oenaigh Tailten ... la Conchobur m. nDonnchada in quo ceciderunt multi”, *ibid.*, 827, 5. コンホヴァールは上述のドンハズの息子で同じく王位に就いている (833年没)。彼も父と同じように「アイルランド王」となっており、これが起こった時は「アイルランド王」であった。Byrne, *Irish Kings and High-Kings*, p. 276.
- 107) “Oenach Tailten cen aigi sine causa iusta 1 digna”, AU, 876, 3.
- 108) “Ailill m. Fergusa, rex deisceirt Breg, traiectus est de equo suo in circio ferie filii Cuilinn Luscan, 1 continuo mortuus est”, *ibid.*, 800, 4.
- 109) “Fúic me meisi d’Feraibh Ceall, An uair nach freccraít me co tenu, Ocuw nach dingnet m’áonach, As doiph féin bus fíor-baoghloch”, “Betha Cholmain Eala”, (ed. and trans.), Charles Plummer, *Bethada Náem nÉrenn (Lives of Irish Saints)*, 2 vols, Oxford, 1922, vol. 1, p. 174, vol. 2, p. 168.
- 110) *Dictionary of Irish Language*, p. 485, óenach 項参照。
- 111) “Coscradhu oenaigh Colmain la Muiredhach ... in quo ceciderunt plurimi”, AU, 827, 6.
- 112) Charles-Edwards, Thomas M., *Early Christian Ireland*, Cambridge, 2000, p. 557.
- 113) 拙論「初期中世アイルランド教会と墓地一埋葬慣習の変化とその背景」『中央大学文学部紀要・史学』第64号, 49-76頁。
- 114) 前掲書, 62頁。
- 115) “humui nó argit”, CA, pp. 26-7; 『アダムナーン法』98頁。
- 116) デュビイ「フランス史における都市的なもの」5-14頁。

